

議案第95号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例を別紙のように制定する。

令和4年12月2日提出

小松島市長 中山 俊 雄

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 小松島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年小松島市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項の規定により採用される」に改める。

(小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第2条 小松島市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年小松島市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第3条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成19年小松島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(小松島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 小松島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26

年小松島市条例第163号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に、「及び休職」を「, 休職及び降給」に改める。

第2条第2項中「若しくは」を「(法第28条の2第1項の規定による管理監督職以外の職への降任を除く。), 」に改める。

第3条第4項中「法第22条の2第1項及び第2項」を「法第22条の2第2項」に改める。

第4条に次の1項を加える。

2 休職者の休職期間中の給与については, 別に条例で定める。

附則を附則第1項とし, 同項に見出しとして「(施行期日)」を付し, 附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給の事由及び手続)

2 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)附則第21項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置は, 法第27条第2項の条例で定める事由とする。

3 前項に規定する措置の適用を受ける職員には, 規則で定めるところにより, 当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(小松島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 小松島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年小松島市条例第164号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1年以下」の次に「の期間, その発令の日に受ける」を加え, 同条に後段として次のように加える。

この場合において, その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは, 当該額を減ずるものとする。

(小松島市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部改正)

第6条 小松島市職員の勤務時間, 休暇等に関する条例(平成7年小松島市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書及び第2項ただし書、第4条第2項並びに第12条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小松島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 小松島市職員の育児休業等に関する条例（平成4年小松島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号ウを削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条に次の1号を加える。

(3) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条各項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第16条の2中「第19条まで」の次に「及び附則第3項」を加え、同条の表第4条第6項の項を削り、同表第11条の4第2項第2号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第15条第1項の項中「場合は」を「場合には」に改め、同表第15条第4項の項を削り、同表第15条第5項の項中「小松島市職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成4年小松島市条例第5号）」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第1項中「再任用短期間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(給与条例附則第21項の規定が適用される育児短時間勤務をしている職員に関する読替え)

- 3 育児短時間勤務をしている職員に対する給与条例附則第21項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、算出率を乗じて得た額とする」とする。

(小松島市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第8条 小松島市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第9条 小松島市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成24年小松島市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「高年齢として条例で定める年齢は、55歳(小松島市職員の定年等に関する条例(昭和59年小松島市条例第20号)第3条ただし書に規定する職員にあっては、58歳)とする。」を「条例で定める年齢は、年齢55年とする。」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 法第26条の3第1項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、年齢55年に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

第3条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額
は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第11条の4第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「運賃相当額」を「運賃等相当額」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第15条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条の2の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第10条」を「第4条第2項及び第3項、第5条、第10条」に、「及び第11条の3」を「並びに第11条の3」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第1項第2号中「第28条の4第1項，第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

附則に次の7項を加える。

(60歳に達した日後における最初の4月1日以後における給料月額等の特例措置)

21 当分の間，職員の給料月額は，当該職員が60歳（小松島市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年小松島市条例第

号）による改正前の小松島市職員の定年等に関する条例（昭和59年小松島市条例第20号）第3条ただし書に規定する職員に相当する職員にあっては，63歳）に達した日後における最初の4月1日（附則第23項において「特定日」という。）以後，当該職員に適用される給料表の給料月額のうち，第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項及び第3項並びに第5条第2項及び第3項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に，50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

22 前項の規定は，次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 小松島市職員の定年等に関する条例第8条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(3) 小松島市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

23 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって，当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第2

5 項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 2 1 項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に 1 0 0 分の 7 0 を乗じて得た額(当該額に、5 0 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 円以上 1 0 0 円未満の端数を生じたときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第 2 1 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

2 4 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 4 条第 1 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

2 5 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第 2 1 項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第 2 3 項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 6 附則第 2 3 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 2 1 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

2 7 附則第 2 1 項から前項までに定めるもののほか、附則第 2 1 項の規定による給料月額、附則第 2 3 項の規定による給料その他附則第 2 1

項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準号	基準号給	基準号	基準号	基準号	基準号	基準号給
	給月額 円	月額 円	給月額 円	給月額 円	給月額 円	給月額 円	月額 円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

(小松島市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 小松島市職員の旅費に関する条例（平成2年小松島市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第12条 学校職員の分限に関する条例（昭和29年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

(降給の事由及び手続)

2 小松島市職員の給与に関する条例（昭和32年小松島市条例第20号）附則第21項の規定に基づく措置及び規則その他の規程に基づく法附則第26項に規定する給与に関する特例措置は、法第27条第2項の条例で定める事由とする。

3 第5条第2項の規定は、前項に規定する措置の適用を受ける職員には、適用しない。この場合において、当該職員には、教育委員会が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第13条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41

年小松島市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改める。

(小松島市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 小松島市職員の再任用に関する条例(平成13年小松島市条例第1号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。

(2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。

(4) 定年前再任用短時間勤務職員 令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな

して、第6条の規定による改正後の小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(小松島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第10条の規定による改正後の小松島市職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第6条の規定による改正後の小松島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第11条の4第2項及び第15条第3項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。

6 新給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合にお

ける勤勉手当の額と同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 小松島市職員の給与に関する条例第4条第2項及び第3項、第5条、第10条、第11条並びに第11条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 新給与条例附則第21項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 小松島市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条、第5条の3及び第14条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。